

**新型コロナウイルス対応ガイドライン  
(令和 2 年 8 月版)**

**株式会社マネジメントセンター  
デイサービス野ばら**

## はじめに

新型コロナウイルスは世界的に拡大の一方であり、ワクチンの開発など根本的な抑制策が生まれるまで、数年単位で戦っていかなければならない感染症です。感染しても軽症の人が多い一方で、高齢者や基礎疾患がある方が感染した場合、重症化する可能性が高くなる特徴があるとされています。

とりわけ、高齢のご利用者様を預かる我々には、ご利用者様の命を守る責務があり、施設内外での生活において予防意識を一層高める必要があります。また、会社としても、職員の皆様の健康で安心な生活を守る責務があります。コロナと向き合いつつ必要な介護を提供し、関わる人すべての生活を守っていくために遵守頂きたいことをこのガイドラインにまとめました。

## 構成

このガイドラインは下記で構成されています。

- ・ 感染レベルの高低に関わらず実施する「**共通事項**」
- ・ 地域の感染レベルが低い時期の行動指針となる「**抑制期対応**」
- ・ 地域の感染レベルが高い時期の行動指針となる「**拡大期対応**」
- ・ 感染が疑われるご利用者様をやむを得ず受け入れる場合の施設内対応

※「抑制期」「拡大期」の判断については、国や県による感染ステージ判定やその時々<sup>1</sup>の社会的情勢、職員からの意見等を踏まえ、当社がその都度検討し決定するものとする。

## 基本的な行動指針

- ・ 外部から施設へのウイルス侵入を防ぐよう、一人ひとりが自身の健康管理や衛生管理を徹底すること
- ・ 自分を含む全ての人<sup>2</sup>が疫病に感染しうることを認識し、基本的な衛生習慣を徹底し、また周囲の人々にも促すこと
- ・ 自身、家族およびご利用者の健康状態や行動について、感染に繋がる懸念が生じた場合、情報共有を徹底すること
- ・ 感染者や感染の疑いがある場合、その個人の人権、プライバシーに配慮し情報等を取り扱うこと
- ・ コロナ禍においても、ご利用者様の心身の向上や楽しみの提供に務めることは施設の責務であることを認識し、制約がある中でも創意工夫し続けること

# 共通事項

## 日常生活での衛生・体調管理

- ・職場に限らず、日頃よりこまめな手洗い、消毒、うがいを徹底下さい。特に通勤時や帰宅時、移動前後は必ず行うよう心がけてください。
- ・起床後、出勤前に自身の検温を行い、勤務開始時に所定の用紙に体温を記入ください。
- ・各自、毎日の行動履歴（訪問先、面会相手など）について記録を残して下さい。通常は提出を求めませんが、施設での感染発生など有事発生時に提出を頂きます。提出要求時に記録が無い場合は何らかの処分となる可能性があります。
- ・新型コロナウイルスの感染者の多くは無症状、軽症者であることを踏まえ、勤務時は原則として常にマスクを着用下さい。また上記の理由により、勤務外においても極力マスクを着用し、他者への感染リスクの軽減に取り組まれることが望ましいです。
- ・レクリエーション実施時などで息苦しい場合は透明のフェイスシールド、マウスシールドの着用を認めますが、シールドのみでは十分な飛沫拡散防止にはならないことを留意し、使用時には周囲と十分な距離を取るなど慎重に利用ください。
- ・外出時や公共交通機関の利用時は、可能な範囲で周囲の方々と距離を取るよう心がけてください。緊急性や必要性が無い場合は、人が密集する場所を避けて行動頂くことが望ましいです。
- ・スマートフォン所有者は、感染拡大防止のため政府の接触確認アプリ「COCOA」をインストールして下さい。

上記の日常的な取り組みについては同居のご家族などにも行っていただくようお願い下さい。

## 体調不良時の対応

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強い倦怠感、高熱（平熱より概ね 1 度以上高い）、味覚・嗅覚の異常など強い症状のいずれかがある場合  
→欠勤の上「帰国者・接触者相談センター」に相談。  
※「強い症状」には個人差があるため、本人の感覚で強いと自覚した場合は上記の対応とする。

- ・軽い風邪症状の場合  
→管理者に報告の上欠勤を判断する。  
4 日以上症状が継続する場合は「帰国者・接触者相談センター」に相談。

- ・ご利用者様が、風邪症状などの体調不良の場合、原則として医療機関へ受診させる。症状がごく軽度の場合、管理者の判断によって受診させずに施設内で療養させる対応を取って良いが、経過観察の徹底と、他の利用者から極力離すなどの措置を講じること。

体調不良で欠勤した場合、原則として医療機関を受診する。人が密集する病院への外出を控えたい場合はオンライン診療ツールや電話などの手段で医療機関に初期相談する。

- ・欠勤後の職場復帰判断  
原則として診断した医師の判断に従う。その上で管理者は本人の状態を確認し復帰までの期間を延長しても良い（医師の判断より短縮しない）。

## 感染、もしくは感染が疑われる場合の欠勤範囲基準

a.感染者本人

b.感染者の濃厚接触者（誰が濃厚接触者かは保健所が決定する）

※上記 a、b の欠勤期間については保健所の指導に従う

c.濃厚接触者の同居人

欠勤期間は当該の濃厚接触者と同じ

※出勤判断は原則として保健所の認定を基準として決定しますが、会社側による聞き取りにて接触度が高いと判断できる場合は出勤を見合わせて頂く可能性があります。

## 施設内での防疫

・消毒液、石鹼等での手指手指衛生の励行を徹底する。

※実施タイミング

利用者：入室時、食事前、排泄後、他の方と手が触れた時

職員：入室時、排泄介助前後、配膳前、服薬介助前、ご利用者様と手が触れる前等

・共有物（ドアノブ、手すり、トイレ等）の消毒については毎日3回（デイ実施時間2回、夜間1回）実施、加えて椅子のひじ掛けの消毒は夜1回実施する。

・施設内のトイレ使用時は、ふたを閉めてから流すよう促す。

・食器については食洗器の使用を徹底。調理器具、調理場回りの消毒も徹底する。

・送迎時にはご自宅で検温を実施し、発熱が見受けられる場合は利用をお断りする。

・送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行う。車内の送迎表に実施記録を記入する。

## 換気

- 窓が2面以上の壁に設置されている部屋の場合 部屋の対角にある窓同士を開ける。風上側は小さく開け風下側は大きく開ける。
- 窓が1つしか無い部屋の場合  
扇風機を窓側に向けて回し部屋の空気を外に流す。
- 窓が無い部屋の場合  
部屋の入り口に扇風機を設置し、部屋の外に向けて風を流す。  
近くの部屋に換気扇がある場合は同時に換気扇をつける。
- 各部屋で換気を行う場合は台所の換気扇を回す。  
その際に台所の窓は閉めておく。

## 機能訓練 レクリエーション

設備上、「三密（密集、密室、密接）」全ての解消は難しいため、三密が同時に発生しないよう可能な範囲で取り組む。

主な対応として

- ・換気の徹底（日中3回以上実施する）  
ジアイーノ、扇風機の常時稼働を確認する。
- ・庭や近場の散策など、外気の中で日光を浴びる機会を継続的に作る
- ・当日の利用者人数などに応じて出来る範囲で椅子の配置などを工夫する
- ・職員が大きな声を出す場合、周囲から2メートル以上距離を取る
- ・レクリエーションを実施する職員がフェイスガードを使用する場合、ご利用者様との距離を2メートル以上取るよう意識する。1メートル以上距離が取れない場合、フェイスガードは使用せずマスクを着用する。
- ・咳などをするご利用者にはマスクの着用を促す

当社の介護の基本方針の一つは「明るく楽しく心身の向上に取り組むこと」です。ご利用者の安全を守ることを最優先としつつ、コロナ禍で制約があったとしてもご利用者を放置する時間などは作らずに、明るく楽しい機能訓練を提供するための創意工夫に取り組んでください。

## 流行レベルによって対応が異なる事項

以下に記載する内容は、新型コロナウイルスの流行レベルによって対応方針が変わる事項となります。個々の項目について、新型コロナウイルスの流行レベルが低い「抑制期対応」と、流行レベルが高い「拡大期対応」の2つに分け方針を記載しています。

### 職員の行動制限

「都心（東京、神奈川、千葉、埼玉）への訪問について」

＜抑制期＞

訪問について特に制限は設けませんが、人が集まるイベント等への参加については主催者側が感染拡大防止措置を講じていることを確認の上参加下さい。また、訪問場所については必ず記録をして下さい。

＜拡大期＞

やむを得ない場合を除き、都心だけでなく県外への訪問は控えて下さい。やむを得ず県外を訪問する場合は、所定の用紙に訪問先等を記載し管理者に提出下さい（原則事前報告ですが、事後の場合は速やかに報告すること）。また、同居の家族が県外を訪問した場合も報告対象となります。拡大期の県外訪問については、原則として欠勤は要請しませんが、イベントなど感染の懸念が高い場所を訪問した場合、検討の上で欠勤を要請する場合があります。

「帰省等、他県からの家族等の訪問について」

＜抑制期＞

移動について特に制約などは設けませんが、訪問前2週間の体調および訪問場所を確認の上、訪問後も体調観察を怠らないで下さい。

＜拡大期＞

感染拡大期においては、原則として帰省などをしないようご家族にご相談下さい。やむを得ず受け入れる場合は管理者にその旨を申告

し、訪問前 2 週間の体調および訪問場所を確認の上、逐次状況を報告下さい。原則として職員本人の欠勤は求めませんが、当該のご家族等の健康状態等の状況に懸念がある場合、欠勤を要請する場合があります。

## ご利用者家族の他県移動について

### <抑制期>

特に要請事項はありません。

### <拡大期>

感染拡大期においては、ご利用者ご家族様へ他県移動についての注意喚起と、移動があった場合のご連絡をお願い下さい。原則としてご利用者の利用中止は求めませんが、ご家族が感染リスクの高いイベントなどへの参加があったことが確認できた場合など、状況によってはご利用中止をお願いすることがあります。

## 外部訪問者対応

### <抑制期>

外部からの来客者の施設への訪問、面会は原則許可します。

入館の際は玄関で体温を測定し、高温の場合は入館を拒否します。

入館時には所定の用紙に日時、氏名、所属、対応者、体温等を記入頂きます。

外部業者からの物品等の受け渡しは玄関前で行って下さい。

外部の方や社内他施設との打ち合わせについては、差し支えの無い限りはオンライン会議ツールを積極的に利用下さい。

### <拡大期>

外部からの来客者の施設への訪問、面会については、ご利用者の生命に関わる事態など、緊急やむを得ない場合を除き原則認めません。ただし、ご利用者様の生活にとって必要であり、代替の効かないサービス（訪問カット等）については、感染対策が取られていることを確認の上受け入れ可能です。

また、ご利用者とご家族との面会についてはオンラインツールでの実施を提案下さい。

ご利用者様の通院付き添いについては原則としてご家族にお願い下さい。

社内関係者についても、複数施設の業務を兼務している職員を除き、自身の拠点以外の他社内施設への訪問は原則認めません。

施設の体験利用については、ご本人のみ入館を許可し、ご家族などの付き添いについては入館をご遠慮頂きます。

外部業者からの物品等の受け渡しは玄関前で行って下さい。

## 外出レクリエーション

### <抑制期>

ご利用者の楽しみの機会を増やすことの重要性から、外出レクは月1度以上積極的に実施下さい。ただし訪問場所については、感染対策が取られていることや、三密にならない場所であることをしっかりと事前確認して下さい。

### <拡大期>

ご利用者様のストレス軽減、免疫力向上等の観点から、拡大期にあっても外出レクは実施します。接触による感染リスクを極力減らすため、訪問場所は他の訪問客がほとんどいない場所に限り、またマスクの常時着用や消毒などの感染予防策を十分にとって実施下さい。

## ボランティア受け入れ

### <抑制期>

生のエンターテイメントに触れることはご利用者様のQOLの向上に寄与します。各施設共に月1度以上、ボランティアを受け入れる機会を作して下さい。各施設の設備に制約はありますが、可能な範囲で感染予防対策を取った上で受け入れを実施下さい。

<拡大期>

感染拡大期においては、施設でのボランティア受け入れは自粛します。ご利用者様が少しでも生活の楽しみを感じられるよう、創意工夫で新しい施設内レクリエーションの開発に努めて下さい。

## 休暇の取り扱いについて

新型コロナウイルスの感染等によって出勤が停止となった場合、下記の基準によって取り扱います。

- ・ 社外での行動による感染、濃厚接触と認定され、保健所、医療機関より出勤停止の指導があった場合  
→ 当社管理外での感染による休暇のため無給扱いとします。
- ・ 感染者、濃厚接触者の家族だが、保健所より濃厚接触者と認定されなかった職員を出勤停止とした場合  
→ 会社からの要請のため、有給休暇（通常有給休暇とは別枠）扱いとします。
- ・ 社内での感染、濃厚接触と保健所が認定し、出勤停止の指導があった場合  
→ 有給休暇（通常有給休暇とは別枠）扱いとします。

原則的には「社内での感染・濃厚接触認定か、社外での感染・濃厚接触認定か」と「会社が出勤停止を命じたか否か」の2つの観点で有給扱いとするかどうかを判断します。

## 感染が疑われるご利用者様への対応

病院やセンターでの検査待ちの方や、コロナへの感染は正式に認められていないが症状が似ている方など、感染が疑われる利用者については原則自宅に戻って頂きます。

個別の事情により自宅に帰れずすぐには利用停止対応が取れない方については個室に隔離して可能な限り職員も分け、下記を基本とした対応を行います。

- ・ 疑いがある利用者への濃厚接触者（対応する職員等）は、ケアの開始時と終了時に、液体石鹼による手洗い又は消毒用エタノールによる手指消毒を実施。手指消毒の前に顔を触らない。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とします。
- ・ 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とします。その他の利用者にも使う場合、消毒用エタノールで清拭を実施します。
- ・ 感染が疑われる者の居室や共用スペースについては、手袋を着用し、消毒用エタノールによる清拭か、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させます。
- ・ 食器は使い捨て容器を使用するか、疑われる利用者のものを分けた上で、熱水洗浄を行う。まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄します。
- ・ 感染疑いのある利用者の排泄については使用するトイレの空間は分けて対応します。おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用します。

- ・感染疑いのある利用者の入浴については実施しません。
- ・感染疑いのある利用者のリネンや衣類については、熱水洗濯機（80℃10分間）で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行います。
- ・当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理を行います。
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等については、清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させます。
- ・次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であるため行いません。
- ・感染が疑われる者が使用したおむつ及びティッシュ等については、ごみに直接触れない、ごみ袋等に入れて封をして排出する、捨てた後は手を洗う等の感染防止策を実施するなどとして処理を行う。

## 個人情報保護・人権の尊重について

- ・自身が感染者もしくは濃厚接触者となった場合、保健所に提出する目的で過去2週間分の行動履歴を提出頂きます。頂いた行動履歴については行政への報告のみを使用用途とします。
- ・施設関係者に感染者が出た場合、メディア等への企業名・事業所名の公表については同意いたします。
- ・会社が業務上知りえた職員の情報であっても、有事の際に他者に伝達・共有できる情報は一般に公開されている情報の範囲（行政による記者発表の範囲）に限ります。
- ・感染者、濃厚接触者および感染が疑われる体調不良者の皆様は、自身の健康に対する不安を覚えてしまうものです。こうした方々について、施設内外で心無い風評が生じないように会社から働きかけると共に、職員の皆様にもご協力をお願いいたします。